

# 翻刻『出雲国人参栽培製造法』 1

伊藤 康 宏  
(鳥根大学生物資源科学部)

## 摘 要

「出雲国人参栽培製造法」は農商務省技師・花井藤一郎が「雲州人参」の栽培と製造、その改良について『農事試験場特別報告』第8号で報告したものである。内容は、第一 雲州人参栽培ノ沿革(附 雲州人参製造同業組合定款)、第二 産額、第三 栽培法、第四 病虫害、第五 製造、第六 人参栽培及製造収支比較、第七 人参栽培及製造ノ改良ニ関スル意見、からなるが、今回は、第一 雲州人参栽培ノ沿革と第二 産額について翻刻する。

キーワード…雲州人参 栽培法 製造法 改良意見 農商務省農事試験場特別報告

## 【解説】

一八世紀末に松江藩に伝播され、藩専売の重要特産物として発展した雲州人参<sup>i</sup>は、一九世紀後半の廃藩置県以降、生産流通の規制撤廃と民営化によって「人参会社ブーム」<sup>ii</sup>が起こった。その後は供給過剰と粗製濫造によって転換期を迎える(図1参照)。このような歴史的経過のなか雲州人参に関する歴史的な研究は、小村<sup>iii</sup>(一九九九)<sup>iii</sup>を始めとする藩政後期(人参栽培の成立・発展期)を対象とした成果が中心で、転換期とそれ以降の研究は人参栽培の特徴(概要)紹介に止まり、史料を含めた歴史実態は不明のままである<sup>iv</sup>。

そこで本研究は、鳥根大学COC事業・雲州人参産地再生プロジェクト二〇一六、一七の研究課題「雲州人参の歴史的特質について…転換期の明治期を中心に」として取り上げた。近代の雲州人参に焦点を当てつつ他産地も対象を拡大して基礎的史資料の収集・整理及び生産・製造・流通の実態把握を通して雲州人参の歴史的特質を明らかにすることを課題とした(図2参照)。そのなかで二〇一七年度<sup>v</sup>の成果として農商務省農事試験場編(一九〇〇)『農事試験場特別報告』第八号所収の「出雲国人参栽培製造法」を確認し、概要報告を行った。本史料は、第一 雲州人参栽培ノ沿革(附 雲州人参製造同業組

合定款)、第二産額、第三栽培法、第四病虫害、第五製造、第六人参栽培及製造収支比較、第七人参栽培及製造ノ改良ニ関スル意見からなるが、これまで確認出来ていなかった雲州人参製造同業組合(一八九八(明治三一)年八月結成)の關係史料と雲州人参栽培製造法について農商務省技師の意見が付されている点が注目される。なお、今回は分量の關係で第一 雲州人参栽培ノ沿革と第二 産額について翻刻した。

### 翻刻凡例

- 一、島根大学附属図書館所蔵史料を底本とした。
- 二、字体は常用漢字を原則とし、旧字・異体字等は常用体に改めた。ただし、人名をはじめとくに必要と認められるものは原史料のままこれを残した。

三、繰り返し記号はそのまま用いた。

四、読みやすくするために適宜、読点、並列点を加えた。

五、変体仮名は原則として平仮名に改めた。

収録史料の一部には近代における社会的差別にかかわる記述も含まれているが、事実在即した歴史認識をとおして差別の克服を図るという立場から、そのまま掲載した。

本研究は島根大学戦略的機能強化推進経費「雲州人参産地再生プロジェクト」二〇一六、一七年度の成果の一部である。

i 人参の用語として朝鮮・高麗、薬用・御種、出雲・雲州等に人参を組み合わせて使用されてきたが、以下では本プロジェクト名にも付されている「雲州人参」に統一する。

- ii 島根県編(一九六七)『新修 島根県史 通史編 近代』九五、九六頁。
- iii ①川島祐次(一九九三)『朝鮮人参秘史』八坂書房、②小村 弑(一九九九)『出雲国朝鮮人参史の研究』八坂書房、③斎藤洋一(一九九三)『田村藍水著「朝鮮人参耕作記」翻刻・解題』『日本農書全集 第45巻 特産』佐藤常雄他編集、農山漁村文化協会、④岩成 博(一九六〇)「松江藩の人参栽培と小村家」『島根史学』一〇、⑤宗田 一(一九九四)「官製栽培の朝鮮人参(オタネニンジン) 販売事情」『実学史研究』一〇、⑥松尾登(一九九六)「三瓶山麓の朝鮮人参栽培」『郷土石見』四二、⑦成田研一(二〇一〇)「松江藩の薬用人参(御種人参)栽培と三瓶山、石見銀山との関連について」『薬史学雑誌』四五(二)他。

- iv ①喜田茂一郎(一九一七)「島根県大根島の薬用人参」『日本農業雑誌』七(八)・植物学上の位置及び形態、栽培地の状況、来歴及び将来の見込、整地及び準備、生育中の注意、調整及び価格(園芸試験場技手)、②三島令嗣(一九三四)「本場出雲に於ける薬用人参の栽培法」『農業世界』二九(五)・性状に就て、栽培ノ起源と現況、気候と土質、播種床の整地、屋根造り、種子の採り方と貯蔵法、種子の蒔き方、追肥・中耕・除草、間引苗の移植法、病虫害、収穫と調製、人参栽培の将来。③川瀬 清(一九五六)「統計より見た薬用人参の生産」『生薬学雑誌』一〇(二)、④今村 鞆『人参史 第四卷 人参栽培篇』(一九三六)「第四章 日本に於ける栽培、第五節 栽培の方法(島根県に於ける栽培法)」、他の巻は「第一卷 人参編年紀・人参思想篇」(一九四〇)、「第二卷 人参政治篇」(一九三五)、「第三卷 人参経済篇」(一九三八)、「第五卷 人参医薬篇」(一九三七)、「第六卷 人参雑記篇」(一九三九)、「第七卷 人参名彙攷篇」(一九三四)である。

v 二〇一六年度成果報告では島根県農会編「島根県八束郡農事調査報告書」の二子村(一九〇四年)と波入村(一九〇七年)所収の「参考之部 第十六、重要農作物 四、人参(沿革、整地及施肥、人参小屋、種子、播種、手入、収穫、収量、病虫害、収支計算)」を紹介した。

(表紙)

明治三十三年五月

農事試験場特別報告 第八号

出雲国人参栽培製造法

農商務省農事試験場

緒言

人参ハ本邦ニ於テ重要ナル特用作物ノ一ニシテ又重要輸出品ノ一二属ス、而シテ出雲国ハ其製品ノ良好ナルヲ以テ称セラレ其栽培及製造法ノ如キハ従来他地方ノ模範トスル所ナルヲ以テ、明治三十二年秋本場技師花井藤一郎ヲシテ実地ニ就キテ之ヲ調査セシメタリ  
本報載スル所ハ即チ其報告ニシテ固ヨリ僅々ノ日数ヲ以テ調査シタルモノナレハ敢テ完全ナリト云フヲ得サルヘシト雖モ、亦以テ当業者ノ参考ニ資スルニ足ランカ

明治三十三年五月

農商務省農事試験場

出雲国人参栽培製造法

目次

第一 雲州人参栽培ノ沿革

附 雲州人参製造同業組合定款

第二 産額

第三 栽培法

氣候

土質

整地及施肥

人参小屋

種子

播種

手入

收穫

収量

第四 病虫害

根腐病

腰なへ病

あか、ね虫

第五 製造

土人参ノ洗淨

煮熱及乾燥

撰別及荷造

第六 人参栽培及製造収支比較

人参畑一反歩ニ対スル収支比較

製人参百斤ニ対スル収支比較

第七 人参栽培及製造ノ改良ニ関スル意見

翻刻『出雲国人参栽培製造法』1 (伊藤康宏)

出雲国人参栽培製造法

農事試験場技師 花井 藤一郎 調査

第一 雲州人参栽培ノ沿革  
附雲州人参製造同業組合定款

人参ハ五加科ニ属スル薬用作物ニシテ本邦重要農産物ノ一タリ、其根、莖、葉共ニ薬用ニ供セラル、ト雖モ主ニ根部ナリトス、此作物ハ宿根草ナルヲ以テ年ヲ逐テ根、莖共ニ長大トナリ、播種後三、四年ニシテ收穫ス、根ハ白色ニ微黄色ヲ帯ヒ恰モ小葉蕨根ノ如ク其最大ナルモノハ長サ八、九寸、直径一寸、葉ノ長サ二尺余ニ達スルコトアルモ、是等ハ稀ニシテ普通ノモノハ根ノ長サ五、六寸、莖ノ長サ一尺五寸内外トス、今発生ヨリ收穫ニ至ルマテ人参生育ノ割合ヲ示セハ左ノ如シ

	初年	二年	三年	四年
根 長サ	二寸乃至三寸	四寸内外	五寸内外	五、六寸
径	二分内外	三分内外	四、五分	五、六分
葉ノ長サ	二寸乃至三寸	四寸乃至五寸	一尺内外	一尺五寸内外
葉 数	一	二乃至三	三乃至四	四乃至五
一葉ノ葉片数	三	五	五	五乃至七

人参ハ一タヒ栽培セラル、トキハ十五年乃至二十年間ハ連作ヲ忌ムヲ以テ、数多ノ好適地ヲ有スル地方ニアラサレハ事業ヲ擴張スルコト困難ナルノ傾キアリ、然ルニ出雲国中人参ノ産地タル八束郡ノ古志原、大根島及大原郡大東地方ニアリテハ数十年來栽培ノ結果トシテ近來新適地ノ欠乏ヲ來シ、十五年乃至二十年ヲ俟タスシテ再ヒ作付スルニヨリ氣候ノ變動、過湿等ニ際会スルトキハ腐敗病ヲ生シ、三、四年間多額ノ資本ト勞力トヲ以テ栽培シタルモノヲ一朝病害ノ為メ亡失スルコ

トアリ、加之旧藩ノ束縛ヲ脱シ自由耕作トナリシヨリ、製造ノ方法次第ニ粗雜ニ流レ品質劣惡トナリ自然価額ノ低落ヲ來シ、從テ利益ヲ得ルコト多カラサルニ至レリ、今島根県ニ就キ調査シタル人参栽培沿革ヲ左ニ記述スヘシ

本邦ニ於ケル人参栽培ハ徳川三代將軍家光公ノ時種子ヲ朝鮮ニ得テ下野国日光ニ植付ケタルニ起因シ後、会津藩之ヲ栽培スルニ至リ御種人参ナル名称ヲ生セシモノ、如シ、當時会津藩ハ種子ヲ日光ニ得テ之ヲ試作シタルニ頗ル好結果アリシヨリ、遂ニ人民ノ栽植ヲ許シ植付ノ届出ヲナサシメ許可シタル後、栽培收穫シテ官納セシメ藩ニテ之ヲ製造シ、以テ長崎ニ送り支那人ニ売却シ、其価ヲ四公六民ニ配當セリト云フ、続テ雲州藩之ヲ栽培シ尚ホ鳥取、山形、長野ノ三県相繼テ耕作スルニ至レリ、而シテ當時既ニ他ニ先チテ雲州人参ノ名夙ニ支那ニ伝唱セラル、ニ至リシハ、實ニ旧雲州藩ノ斯業ニ於ケル奨励其宜シキヲ得タルニ歸因セスンハアラス、今日福島、栃木、長野ノ諸県ヨリ当地ノ栽培製造ニ老練ナル者ヲ雇入ル、モノアルヲ見テモ其一般ヲ推知スルニ足ルヘシ

出雲国ニ於ケル人参栽培ノ起原ハ寛政年間(或ハ享和二年トモ伝フ)即チ今ヲ距ルコト百年前ナリトス、當時藩士小村茂重(或ハ茂十トモ書ス)ナル者藩主松平候ノ内命ヲ奉シテ下野国日光ニ至リ(當時人参ノ栽培ハ幕府ノ業ニシテ他人ニ之ヲ傳播セサリシカハ)役夫トナリ福田某ニ就キ其耕種栽培ヨリ製造法ニ至ルマテ皆之ヲ習得シ、且竊カニ種子ヲ盜ミ杖中ニ匿シテ携ヘ歸リ先ツ八束郡古志原村ニ試作セシニ好結果ヲ得タリ、此ニ於テ藩庁ハ吏員ヲ派シテ各地ヲ巡回セシメ人参栽培ニ適當ナル畑地ヲ撰定シ人民ノ所有ニ係ルモノハ之ヲ引上ケテ御手畑トナシ(御手畑トハ藩庁ノ直轄ニ係ルモノヲ云フ)、且各地ニ出張

所(二十八ヶ所アリキト云フ)ヲ設ケ、御手人ナル者ヲ以テ人參ヲ栽培セシメ御手人頭ナル者ヲ置キ其指揮監督ヲナサシム、爾來年々事業ヲ擴張シ農民ノ出願スルモノアレハ特ニ之ヲ許可シ畑數ニ相応ノ種子ヲ下付シテ栽培セシメ勝手ニ裁許ノ畑數ヲ増減スルヲ得サラシム之ヲ百姓畑ト称ス、而シテ其一畑(一畑ハ四歩ナリ)ノ産額二貫目以上ニシテ内上等品十分ノ三以上ノ良作ヲナストキハ賞与トシテ若干ノ金員ヲ下付シ以テ之ヲ奨励シタリ、收穫ノ期ニ至レハ鉢屋(新平民)ナル者ヲシテ巡邏セシメ之ヲ保護スルコト最モ嚴ニシテ若シ盜ムモノアレハ終身之ヲ牢獄ニ繋ケリ、然レトモ死罪ニ処セシコトナカリシハ是レ人參奉行ヲ置キ郡ニハ人參役所(後人參畑役所或ハ人參方役所ト改称セリト云フ)ヲ設ケ役員ヲ駐在セシメ、庄屋ノ内ニハ御用聞ヲ置キ其事務ヲ監督セリ、故ニ人參役所ハ官民兩人參業ニ関スル栽培、製造、事務、庶務、會計其他万般ノ事務ヲ司リシ所ニシテ、人參畑ヲ支配シ人參製造ニ使用スル薪炭用トシテ出雲国飯石郡二三百町余ノ山林及炭製造所ヲ所有シ、又人參畑屋根用ノ竹材ヲ供給スル竹林或ハ松江市寺町ノ人參製造所ヲ所有シ、其他製造品ヲ長崎マテ輸出スル目的ヲ以テ沿道各駅ニ馱馬ヲモ配置シアリシト云フ、而シテ收穫ニ至レハ私ノ販売ハ禁制ニシテ子実及根莖ハ悉皆人參役所ニ於テ一定ノ代価ニテ之ヲ買上ケ、精製ノ上御手作ニ係ルモノト共ニ同シク販売スルコト、セリ、文政二年ヨリ同五年ノ頃マテハ一ヶ年製人參ノ産出額ハ凡ソ五百斤内外ニシテ専ラ大阪へ輸送シ、内国用トシテ販売スルノミナリシカ天保元年以來益々増額シテ年々産出大約三万五千斤ニ及ヒ其販路ハ長崎港へ輸送シ清國人ニ販売セリ、此時ニ方リ栽培製造共ニ頗ル精良ナリシニヨリ清國人ノ信用ヲ博シ商況愈々奮ヒ年々得ル所ノ利潤ハ數万

兩ニ上リ為メニ慶応年間ニハ人參役所構内ニ於テ数棟ノ金庫ヲ新築スルニ至レリ。

然ルニ維新後廢藩置県ト共ニ檢束ノ制ヲ解キ、明治六年一月三十日ヲ以テ御手作人參畑及製造場等一切ヲ挙ケテ代価四万七千六百參円八拾六錢四厘ヲ以テ、松江市末次本町松本歎次郎外拾名ノ者へ払下ケラレタリ、是ヨリ初メテ一般人民ニ於テ人參栽培製造ノ自由ヲ得テ其畑數頓ニ増加シ、明治十二、三年ノ頃ニ至リテハ殆ント式万畑以上ニ達セリ、從テ製造会社モ各地ニ競起シ一時二十余ノ多キニ達シ相当ノ利益ナキニアラサリシカ幾クモナク、供給ハ需要ニ超過シ加フルニ製造モ亦漸ク粗悪ニ流レ、販路ノ渋滞、価額ノ低落ヲ來シ、全十四年ニ至リテハ類勢殆ント其極ニ達シ、明治八年ニ一円ヲ価セシモノハ十八錢ノ卑価ニ低落スルノ悲況ニ陥レリ、之力為メニ製造会社ノ破産スルモノ踵ヲ接シ、又栽培者ニアリテモ一畑ノ収入僅ニ一円余ニ過キスシテ得失相償ハサルニヨリ往々人參畑ヲ廢止スルモノアルニ至リ、同年ハ産出額甚シク減少シタル、全十五、十六ノ兩年ハ少シク人參ノ価額ヲ回復スルノ觀ナキニアラサリシモ、未タ利益ヲ得ルニ至ラス、全十七年ニ至リ再ヒ価額ノ大下落ヲ來シ、其狀況恰モ十四年ニ於ケルカ如クナリシヲ以テ、製造家ハ次第ニ其業ヲ廢止シ、栽培畑ノ數モ亦甚ク減少シ、二十年ニ至リテハ出雲全国ニ於テ其畑數壹万二足ラサリシカ、超エテ廿二、三年頃ヨリ景氣稍々回復シ、価額再ヒ昂進セシヲ以テ栽培反別モ亦隨テ増加セリ、然ルニ此頃野盜ノ横行スルアリテ人參ノ盜掘セラル、モノ頗ル多カリシカ為メ、栽培者ノ困難尠カラズ遂ニ三年堀ノ已ムヲ得サルニ至リ(四年堀適當トス)、從テ其品質及収量ヲ減シ、雲州人參ノ声価ヲ失墜セントスルニ至レリ、是ニ於テ仁多、大原兩郡ノ當業者ハ大ニ之ヲ憂ヒ此弊害ヲ匡正シ、地方物産ノ維持ヲ図リ、進

テ其改良ヲ企テント欲シ、明治廿四年同業組合ヲ組織シ、爾來其規約ヲ実行シ成績大ニ可ナリ、然ルニ同業組合区域ハ兩郡内ニ限ルヲ以テ其区域ヲ拡張シ出雲国一円ノ組合ヲ組織スルノ計画アリシカ、栽培家ト製造人トノ間ニ異論ヲ生シタルモ遂ニ明治三十年ニ至リ、製造同業組合ヲ組成シ今日ニ至レリ、是レヨリ先キ維新ノ際ヨリ明治二十九年マテ本邦ノ人參ヲ支那ニ輸入スル際ニハ関稅トシテ五匁及三匁五分ノ二種ノ稅金ヲ支那稅關ニ納付スヘキ契約アリ、此稅金ハ価額ノ高低ニ關係スルコトナク課稅シ得ヘキ從量稅ニシテ、製人參壹千斤ノ課稅ハ殆ント平均壹千円ニ相當セリ、故ニ壹千斤ノ輸入価額三千円ナリトスルトキハ壹千円ヲ控除シタル殘額尚ホ二千円ヲ余スヲ以テ、裁製家モ相當ノ利益ヲ生セシニ、明治十四年及十七年粗製濫造ノ結果ハ劣惡品ノ輸出トナリ遂ニ輸出価額壹千斤ハ壹千五百餘円ニ暴落スルニ至レリ、然ルニ関稅ハ依然一千円ヲ徵セラレシニヨリ一千斤ニ對スル内地賣買價ハ遂ニ五百円トナリ、一斤十八錢ノ如キ非常ノ下落ヲ見ルニ至リシト云フ、後明治三十年條約ノ改正ニヨリ本邦產人參米國產ノモノト同シク一千斤ニ對シ百五十円ノ関稅ヲ課セラル、コト、ナリシヲ以テ、再ヒ人參業ノ有望トナリ、粗製濫造ヲ取締ノ必要ヲ生シ、全年松本歡次郎他企業ニ關係アルモノ、熱心ナル尽力ニヨリ、雲州人參製造同業組合ナルモノヲ組織シ、稍々斯業ノ面目ヲ革ムルニ至レリ、左リ其組合定款ヲ掲ケ以テ參考ニ供ス

雲州人參製造同業組合定款

第一章 名称及事務所

第一条 本組合ハ雲州人參製造同業組合ト称ス

第二条 本組合事務所ヲ松江市ニ、同支部ヲ八束郡大根島及大原郡加茂村ニ設置シ、其所轄区域ヲ定ムル左ノ如シ

- 一 組合事務所 松江市、八束郡(大根島ヲ除ク)、能議郡、簸川郡
- 二 大根島支部 八束郡大根島一円
- 三 加茂支部 大原郡、仁多郡、飯石郡

第二章 營業種別及地区

第三条 本組合ハ出雲國產人參製造業者ヲ以テ組織ス

第四条 本組合ハ出雲國ヲ以テ組合区域トス

第三章 目的及業務

第五条 本組合ハ人參ノ品質及製造ヲ精撰シ、且營業上ノ惡弊ヲ矯正シ斯業ノ進歩ヲ図リ信用ヲ保持スルヲ以テ目的トス

第六条 本組合員ノ出雲國產製品ハ本組合ノ検査ヲ受ケ証紙ヲ貼付スルニアラサレハ販売スルコトヲ得ス

但本定款ニ於テ製品ト称スルハ第十八条第五項ニ列記スルモノヲ云フ

第七条 本組合員ハ左ノ各項ヲ嚴禁ス

- 一 区域外ニ生産シタル人參ヲ製造シ出雲國產ト称シテ販売スル事
- 二 毎年九、十ノ二ヶ月以外ニ於テ製造ヲナス事

但天災、事變其他特殊ノ場合ニ於テ本文ノ期限外ニ製造セントスルトキハ事務所々轄部内ハ組長、支部所轄部内ハ支部長ノ承認ヲ受クヘシ

第八条 製品ハ堅牢ナル紙袋ニ入レ記号及社名若クハ姓名印ヲ捺スヘシ、但古袋ヲ用ユルコトヲ得ス

第九条 本組合員ハ人參製造着手五日以前ニ事務所(支部所轄部内ハ支部經由)ニ申告スヘシ

第十条 本組合員ハ人參製造終了ノ後三日以内事務所(支部所轄部内ハ支部經由)ニ申告スヘシ

第十一条 組合員製品ノ検査ヲ受ケント欲スルトキハ別紙甲号書式（書式ハ略ス）ノ請求書ヲ事務所（支部所轄部内ハ支部經由）ニ差出スヘシ

第十二条 人参検査ノ請求アルトキハ組長ハ検査役ヲシテ現品所在地ニ就キ第四章ニヨリ検査シ証紙（壹等品紫色、貳等品赤色、參等品青色）ヲ貼付消印セシムヘシ、但証紙ハ一枚ニ付金五厘ヲ徴ス

第十三条 検査上ニ於テ類分方不正当ト認ムルトキハ改撰ヲナサシムヘシ、此場合ニ於テハ毎壹斤三厘ツ、ノ手数料ヲ徴収ス

第十四条 組長、支部長若クハ其代理者ハ臨時ニ第十六条ノ帳簿及製造品ヲ検査スル事アルヘシ、組合員ハ之ヲ拒絶スルコトヲ得ス

但本人不在ノ時ハ相当代人ヲシテ応答セシムヘシ

第十五条 人参売主ノ住所、姓名詳ナラサル者ヨリ買受クルコトヲ得ス

第十六条 本組合員ハ生人参買入量目並ニ製品出来高等（自作、自製共）帳簿ニ明細記入スヘシ

第十七条 組合員ハ組長又ハ支部長ノ需メニヨリ諸般ノ調査報告ヲナスヘキモノトス

#### 第四章 検査法

第十八条 製品ハ之ヲ検査シ左ノ各項ニ該当スルモノヲ以テ合格トス

第一項 乾燥充分ニシテ虫入又ハ黴菌等ヲ生スル患ナキモノ

第二項 毎斤ノ量目ニ滿タシムル為メ根尖ノ折屑等ヲ交加セサルモノ

第三項 毎斤樟腦五分以上ヲ紙包（打固メタルモノ）ニシテ入レタルモノ

第四項 製品等級

一 壹等品 形状、色沢共雲州産製造ノ特色ヲ有スルモノ  
 二 貳等品 形状又ハ色沢ノ一方ニ於テ雲州産製造ノ特色ヲ失シタルモノ  
 三 參等品 形状、色沢共雲州産製造ノ特色ヲ失シタルモノ及第七  
 条第二項但書ノ規定ニヨリ製造シタルモノ

#### 第五項 製品類分

一 旭	記	二十五	根	宇	記	三十	根
宙	記	四十	根	天	記	五十	根
鳳	記	六十五	根	仁	記	八十五	根
義	記	百十	根	礼	記	百四十	根
智	記	百八十	根	信	記	自二百三十	根
順	記	自三百五十	根	花	記	三十五	根
		至三百八十	根				
春	記	五十	根	夏	記	八十	根
中夏	記	百	根	月	記	七十五	根
秋	記	百	根	雪	記	百四十	根
冬	記	百八十	根	玉	記	自三百五十	根
						至三百八十	根
功	記	七十五	根	次功	記	百	根
商	記	自百四十	根				
		至百五十	根				
虎	記	自百八十	根	次虎	記	無定数	
		至百九十	根				

以上雜銘

右每斤ノ量目各百六十匁ヲ降ラサルモノ

二 旭記、宇記、宙記、天記、鳳記、仁記、義記、花記、春記、夏記、月記、秋記ノ十二種ハ露頭及髮跡等ヲ修理シ、全体ヲ棕櫚皮製ノ束刷ニテ磨キ修飾ヲ加ヘタルモノ

三 旭記、宇記、宙記、天記、鳳記、仁記、義記、礼記、智記、信記、順記ノ十一種ハ完全無疵ノモノ

但礼記、智記、信記、順記ノ四種ニ限り細小ノ生割レニシテ其痕跡著大ナラサルモノハ每斤十分ノ一以内ノ根数ヲ交加スルトヲ得

四 花記、春記、夏記、商記ノ四種ハ生割レノ痕跡著大ナルモノ其形状ヲ損セサルモノ

但製造方ノ過失ヨリ生シタル変色又ハ大皺等ニシテ其性質ヲ失セサルモノニ限り十分ノ四以内ノ根数ヲ交加スルトヲ得

五 月記、秋記、雪記ノ三種ハ短寸(月記長二寸五分以内、秋記長二寸二分以内、雪記長二寸以内)肥大ニシテ根尖ナキモノニ限ル但細微ノ生割レニシテ其痕跡微明ナラサルモノハ每斤十分ノ一、半以内ノ根数ヲ交加スルトを得

六 冬記、玉記ノ二種は短寸(冬記長一寸七分以内、玉記長一寸以内)肥大ニシテ根尖ナキモノニ限ル

但細小ノ生割レニシテ其痕跡著大ナラサルモノハ每斤十分ノ三以内ノ根数ヲ交加スルトヲ得

七 功記ハ疵、腐敗等ノ痕跡アルモノ及ヒ製造方ノ過失ヨリ生シタル變動ニシテ前各項ニ交加スルトヲ得サルモノ但其性質ヲ失セサルモノニ限ル

八 虎記、次虎記ノ二種ハ前項ニ同シ

但苗製、極腐、大髭ノ類ヲ交加セサルモノ

第五章 加入及脱退

第十九条 本組合区域内ニ於テ新ニ人參製造業ヲ営ムモノハ組合加入届ヲ組長(支部所轄部内ハ支部長經由)へ差出スヘシ

第二十条 本組合ニ加入スルトキハ左ノ門標ヲ交付シ、門標料ノ実費ヲ徴ス

一 尺 五 寸

第 何 号	雲 州 人 参 製 造 同 業 組 合
燒 印	何 郡 市 町 村 何 某

第二十一条 組合員廃業スルトキハ組合退去届及門標ヲ事務所(支部所轄部内ハ支部經由)へ差出スヘシ

第六章 役員撰挙及権限  
第二十二条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- 組 長 壹名
- 副組長 壹名
- 支部長 貳名
- 評議員 八名
- 検査役 八名以内
- 書記 無定員



第二十三条 役員任期左ノ如シ

但満期再撰スルコトヲ得

組 長 三年

副組長 三年

支部長 三年

評議員 五年

第二十四条 組長、副組長、支部長、評議員ハ重要輸出品同業組合法

施行細則第九条第二項ノ各号ニ触レサルモノニ限ル

第二十五条 組長、副組長、支部長、評議員ハ評議員会ニ於テ正當ノ

理由アリト認ムルモノニアラサレハ辭職スルコトヲ得ス

第二十六条 役員ノ報酬、俸給額ハ別ニ之ヲ定ム

第二十七条 本組合役員ニシテ其責任ヲ尽サス若クハ不正ノ所為ヲ為

シタルトキハ總會ノ決議ヲ以テ任期ヲ俟タス退職セシムヘシ、此処

分ニ対シテハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十八条 組長及副組長ハ總會ニ於テ、支部長ハ其所轄内組合員ニ

於テ撰挙シ検査役、書記ハ組長之ヲ撰任ス

第二十九条 評議員ノ定員及撰挙区ヲ定ムル左ノ如シ

事務所所轄区域内 二名

大根島支部所轄区域内 四名

加茂支部所轄区域内 二名

第三十条 役員欠員アルトキハ補欠員ヲ撰挙スルモノトス、補欠員ハ

前任者ノ任期ヲ継襲ス

第三十一条 組長ハ組合ヲ統轄シ組合事務所ヲ整理スルノ責ニ任ス、

其事務ノ概目左ノ如シ

一 總會、評議員会ノ準備及其議決執行ノ事

二 組合費用出納及會計ノ事

三 役員監督ノ事

四 訴訟上組合ヲ代表スル事

五 組合ノ印章及書類ヲ保存スル事

第三十二条 副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ其事務ヲ代理

ス

第三十三条 支部長ハ組長ノ指揮ヲ受ケ所轄内事務ヲ執行スルモノト

ス

第三十四条 評議員会ノ職務左ノ如シ

一 定款ノ施行上ニ関スル事

二 組合費出納監査ニ関スル事

三 總會ノ権限ニ属スル事件ニシテ其委任ヲ受ケタルモノヲ議決ス

ル事

四 總會ノ権限ニ属スル事件ニシテ臨時急施ヲ要シ總會ヲ召集スル

ノ暇ナシト認ムルトキ議決ヲナス事

五 違約処分ニ関スル事

六 組合事務ニ就テ組長ノ協議ニ参与シ或ハ意見ヲ陳述スル事

第三十五条 前条第四号ノ決議ハ次期ノ總會ニ之ヲ報告スヘシ

第三十六条 監査役ハ組長ノ指揮ヲ受ケ製品検査ニ従事ス

第三十七条 組長ハ事務整理ノ必要ニヨリ処務規程其他必要ノ規程ヲ

定ムルコトヲ得

第三十八条 總會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

一 定款ニ関スル事

二 組合費予算及徴収方法ニ関スル事

三 組合費決算貸借対照表認定ノ事

四 右之外定款ニ規程スル事項

第七章 会 議

第三十九条 總會ハ毎年四月通常会ヲ開キ臨時必要アルトキハ臨時会ヲ開ク

第四十条 組合員五分ノ一以上ノ同意ヲ以テ臨時總會開設ヲ請求スルトキハ請求ノ日ヨリ十日以内ニ臨時總會ヲ開クヘキモノトス

第四十一条 總會ヲ開ク時ハ会期五日以前召集状ヲ発スヘシ

第四十二条 總會ノ会議ハ組合員半数以上出席スルニ非ラサレハ開会スルコトヲ得ス

但召集再回ニ至リ尚本文ノ定員ヲ得サルトキハ出席員ニ於テ議決スルモノトス、此再回召集ハ第四十条ノ規程ニ依ラサルコトヲ得

第四十三条 總會ノ議長ハ組長ヲ以テ之ニ充テ事故アルトキハ副組長ヲ以テ之ニ充ツ

第四十四条 議事ハ過半数ニ依テ決ス可否相半スルトキハ議長之ヲ決ス

第四十五条 組合員總會ニ出席シ能ハサルトキハ委任状ヲ以テ他ノ組員(組長、副組ヲ除ク)ニ代理委任スルコトヲ得若シ本人、代理人共ニ出席セサルトキハ其旨開会前日マテニ届出ツヘシ

第八章 会 計

第四十六条 本組合會計年度ハ其年七月ヨリ翌年六月ヲ以テ一年度トス

第四十七条 組合經費ノ予算ハ毎年通常總會ニ於テ之ヲ決議シ農商務大臣ノ認可ヲ受ケ、經費ノ決算、貸借対照表及義務成績ハ毎會計年度後二ヶ月以内ニ於テ臨時總會ノ認定ヲ經テ農商務大臣並ニ管轄官

ヲ報告スルモノトス

第四十八条 組合費ノ收入ハ証紙料、門標料ヲ以テ之ニ充テ其不足ハ組合員ヨリ徴収スルモノトス

第四十九条 組合費賦課額及納期ハ組長ヨリ支部長ヘ通達シ、支部長之ヲ徴収シテ組長ニ納付スヘシ

第九章 違約処分

第五十条 本定款第六條、第七條、第八條、第十五條ニ違背シタルモノハ壹円以上百円以下ノ違約金ヲ徴ス

第五十一条 本組合役員ニシテ職務手續ヲ怠リ、若クハ故意ニテ尽サスト認ムルトキ或ハ不正ノ行為アリタルトキハ前條ニ準シ過怠金ヲ徴ス

第五十二条 前兩條ノ場合ニ於テハ組長之ヲ審問シ評議員会ノ決議ヲ以テ処分書ヲ作り送達ス

第五十三条 違約処分ヲ受ケタルモノハ違約金ヲ七日以内ニ納金スヘシ

第十章 定款変更及解散

第五十四条 本組合定款ノ変更ヲ要スルトキハ總會ニ於テ議決シ、農務大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

第五十五条 組合員五分ノ四以上ノ同意ニヨリ本組合ヲ解散スルコトヲ得解散ノ決議ヲシタルトキハ農務大臣ノ認可ヲ受ケ残務処分ノ規程ヲ定メ、三名以上ノ残務委員ヲ撰定シテ其事務ヲ処理スルモノトス

第二 産 額

本邦ノ人参栽培地ハ福島、長野、山形、栃木、鳥取、島根ノ諸県ニシテ栃木県ハ其栽培最モ古ク福島、島根ノ二県之ニ次キ山形、鳥取ノ二

県尚ホ之二次ケリ、而シテ其産額ヲ比較スレハ福島県最モ多ク長野県之二次キ島根県第三位ニアリト雖モ、其品質ノ精良ナルヲ以テ夙ニ本場所ト称セラレ（福島其他諸県産品ヲ東国物ト称ス）人参貿易上頗ル重要ノ産地ナリトス、明治二十七年以降五カ年間に於ケル島根県ノ産額ヲ本邦輸出品額ニ比較スレハ左ノ如シ

全国輸出高 島根県産出高 全国輸出高百ニ対シ  
斤 斤 島根県産出高割合

明治二十七年 三二六、一七二 五七、三三五 一七、六  
全 二十八年 二九九、六三六 四六、七七八 一五、六  
全 二十九年 三一八、二九一 五二、〇〇六 一六、三  
全 三十年 三六八、七三〇 五二、九〇〇 一四、七  
全 三十一年 三五六、〇六一 四八、七六五 一三、七

前表ハ単ニ輸出高ト産出高トヲ比較セルモノナレトモ其産出額ハ必シモ輸出額ト一致スルモノナラスシテ、其内幾分ハ本邦ニ於テ需用セラレ、モノナリ、即チ茎、葉及鬚人參ノ如キハ主トシテ本邦内地ニ於テ需用セラレ、就中茎、葉ハ其甚タ苦味ニ富ムノ故ヲ以テ膏劑又ハ健胃劑ノ原料トシテ鬚人參ハ藥湯用其他藥劑トシテ製造ノ上他県ニ販売セラルル此ノ如クニシテ、島根県産出額ノ四割ハ本邦ノ需用ニ供セラレ残余ノ六割ハ支那ニ輸出スト云フ、故ニ直チニ其産出額ヲ以テ輸出額ニ比スルハ稍々正鵠ヲ欠クノ嫌アリト雖モ統計ノ拠ルヘキモノナシトス次ニ島根県ニ於ケル最近五カ年間に作付歩数及産額ヲ掲ケテ人参栽培ノ状態ヲ示セハ左ノ如シ

明治二十七年	生 人 参		製 造 人 参	
	反 別	收穫高	価 額	産 額
三四七反	二二、七〇五貫	四一、四九一元	五七、三三五斤	一〇八、〇五五円

翻刻『出雲国人參栽培製造法』1 (伊藤康宏)

明治二十八年	六〇八	三〇、〇六二	四九、〇九三	四六、七七八	六二、六七六
明治二十九年	四六五	三二、六三九	五六、一八一	五二、〇〇六	七三、六七九
明治三十年	五〇四	五五、四四一	四九、九九四	五二、九〇〇	七二、四九三
明治三十一年	五二〇	五一、五九四	八二、三四〇	四八、七六五	六四、二九九

前表ノ示ス所ニ拠レハ作付反別及收穫高二於テ年々多少ノ變動アリト雖モ、明治二十七年価額騰貴ノ為次年ノ作付反別殆ント前年ニ倍セシヲ除ケハ盛衰ヲ見ス殆ント固定セルノ傾キアリ、而シテ生人参産額ト製造人参額ト相一致セサルハ鳥取県中島根県ニ接近シタル日野、西伯二郡ノ栽培ニ係ルモノヲ松江市ニ購入シテ製造シタルニ由ルト云フ島根県中人參ノ栽培ハ旧雲州藩主松平出羽守ノ創業ナルヲ以テ、自然其旧領ナル出雲全国ニノミ奨励伝播セラレシモノト見エ石見ニ於テハ殆ント之ヲ栽培スルモノナシ、今明治三十一年出雲全国ノ栽培地反別及産額ヲ掲クレハ左ノ如シ

	生 人 参			製 人 参	
	作付反別	收穫高	価 額	産 額	価 額
松江市	一	一	一	一	一
八束郡	二八二反	三九、七八四貫	六五、七一八円	二八、五三五斤	三六、二七七円
能義郡	二	二〇〇	四〇〇	一	一
仁多郡	一三三	一、三三九	二、〇八三	一	一
大原郡	一八二	八、一一七	九、五三二	二〇、三三〇	二八、〇三二
飯石郡	一一	八〇七	一、六五三	一	一
簸川郡	二〇	一、三八三	二、九五四	一	一
計	五二〇	五一、五九四	八二、三四〇	四八、七六五	六四、二九九

前表ノ示ス所ニ拠レハ作付反別及收穫高トモ八束郡最モ多ク、大原郡之二次キ、仁多、簸川ノ二郡更ニ之二次キ、飯石郡及能義郡ハ最モ少ナシトス

五七

出雲国ハ人参栽培最モ綿密ニシテ製造亦精巧ナルニ係ラス作付歩数ハ  
 毫モ増加ヲ来サス、却テ衰退ノ傾アルハ一ハ地積ニ欠亡ヲ来タシタル  
 ト、一ハ長野県ノ如キ好適栽培地ノ新タニ顕出スルアリ、加フルニ米  
 国ノ輸出増進シタルカ為メ価額ノ低落ヲ来シ多数ノ手間ト多額ノ資  
 本トヲ要スル人参作ハ次第二利潤少ナキノ景況トナリ遂ニ今日ノ沈靜  
 ヲ来セシモノナリトス、然リト雖モ品質ノ改善、製品ノ整一ヲ計ルア  
 ルハ将来再ヒ明治十四、十七両年ノ如キ悲況ヲ呈スルコトナカルヘ  
 シ、蓋シ支那国ノ需用ハ決シテ減却スルコトナカルヘク本邦ノ製品ハ  
 頗ル彼地ノ嗜好ニ適スルト云ヘハ雲州ニ於ケル過去製法ノ熟練ト栽培  
 ノ鄭重トヲ回復セハ該業ノ発達ハ期シテ俟ツヘキナリ

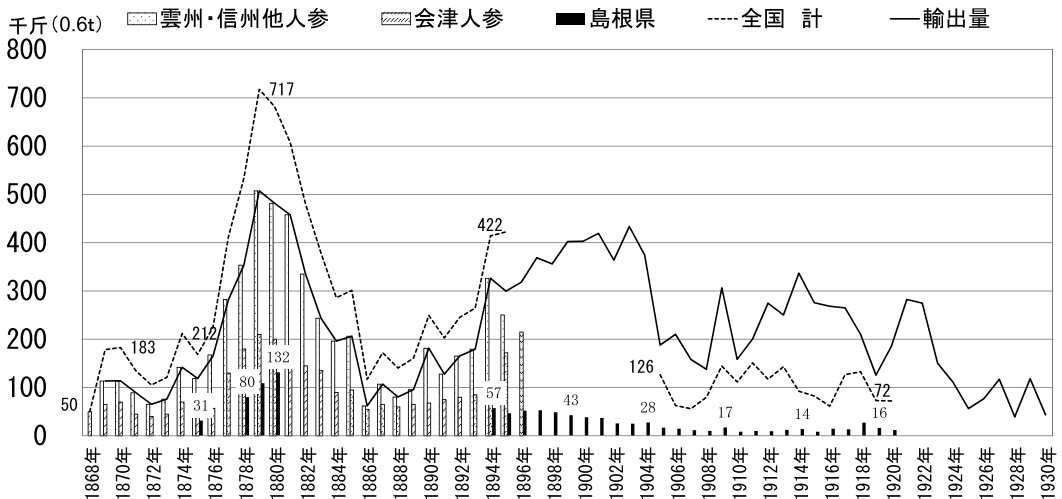


図1 近代における産地別薬用人参製造高及び輸出量の推移

会津・雲州・信州他1868-1896：今村靱『人参史6』（朝鮮総督府専売局、1937年）所収の会津人参組合「人参調」、東洋経済新報社「日本貿易精覧」、全国計1905-20（土人参→製人参）：『農林省累年統計表』1932年、島根県1875：「意宇郡村誌」（『松江市史 史料編近現代I』2017年）、島根県1878-1880：「島根県勸業年報」、島根県1894-1920：『島根県統計書』

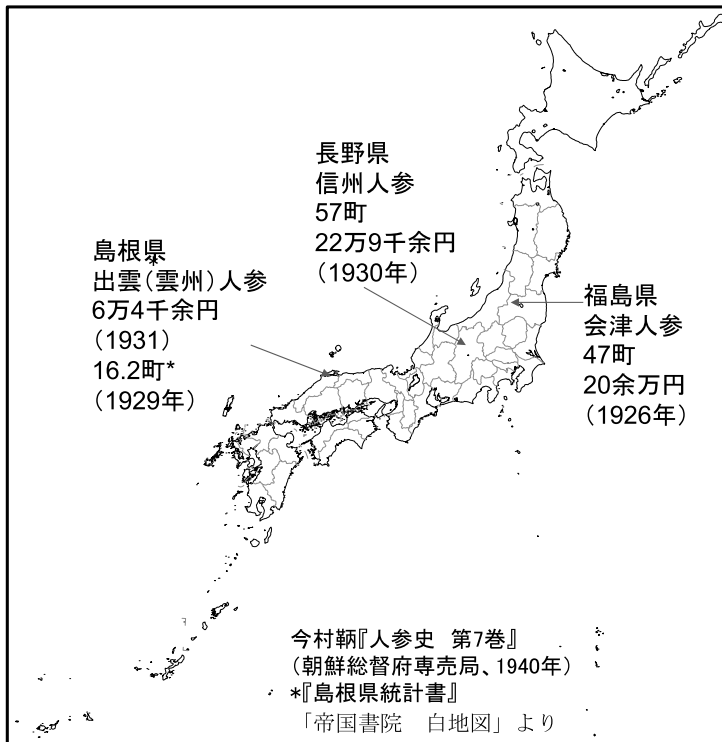


図2 日本における朝鮮人参(薬用人参)三大産地



写真2

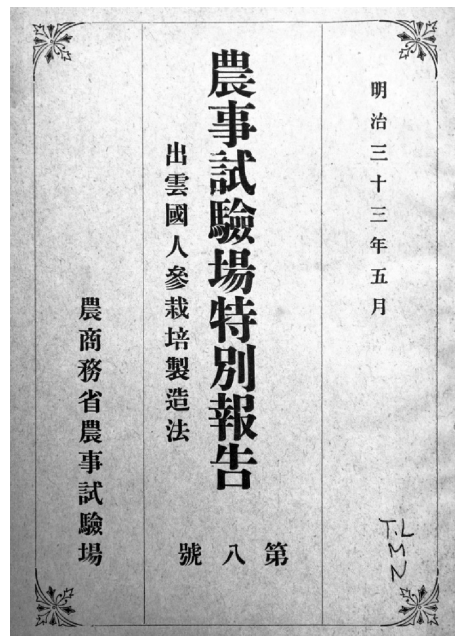


写真1

島根大学附属図書館蔵

**Reprint; Special report from Agricultural Experiment Station,  
Ministry of Agriculture and Commerce  
“Method for cultivating and producing Ginseng of  
Izumo district in Modern period” (1)**

ITO Yasuhiro

(Shimane University, Faculty of Life and Environmental Science)

[Abstract]

“Method for cultivating and producing Ginseng of Izumo district in Modern period” was reported by Hanai Taichiro of Agricultural Commerce Ministry Engineer. The content is first history, second production amount, third Cultivating, fourth damage caused by blight and insects, fifth production, sixth budget comparison, seventh opinions on improvements. This time is transcribed the parts of first history and second production amount.

Keywords : Ginseng, Method for cultivating and producing, Opinions on improvements,  
Izumo district, Modern period, Agricultural Experiment Station